

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書

【根拠条文】 法第27条の23第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 ホンコン ベイダー ジェード バード インベストメンツ リミテッド (HK Beida Jade Bird Investments Limited)

【住所又は本店所在地】 17th Floor, V Heun Building, 138 Queen 's Road Central, Central, Hong Kong

【報告義務発生日】 令和2年12月16日

【提出日】 令和2年12月22日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	グローブ・ホールディングス株式会社
証券コード	8938
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（香港条例に基づく閉鎖有限会社）
氏名又は名称	HK Beida Jade Bird Investments Limited
住所又は本店所在地	17th Floor, V Heun Building, 138 Queen's Road Central, Central, Hong Kong
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和2年9月11日
代表者氏名	NI Jinlei
代表者役職	Director
事業内容	純投資

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士法人創知法律事務所 弁護士 藤本一郎
電話番号	03-6268-0962

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	3,490,600		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 3,490,600	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,490,600
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年12月16日現在)	V	9,051,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		38.57
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者との間で、令和2年12月16日の払込期日から2年間、提出者が本件第三者割当増資により取得した発行者株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を発行者に書面により報告すること、発行者が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する確約書を締結している。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	0
借入金額計 (X) (千円)	597,660
その他金額計 (Y) (千円)	3,102,376
上記 (Y) の内訳	提出者は、発行者に対して債権を保有していた提出者の株主のうちの1社である Beijing Beida Jade Bird Investments Limited (代表者CHEN Shuxin 所在地 Vistra Corporate Service Center, Wickhams Cay II, Road Town, VG1110, British Virgin Islands) から元金30億円及び利息金1億0237万6000円の債権譲渡を受け、これを株式に転換 (Debt Equity Swap) している。このため、提出者は、上記株主に対し、同額の債権譲渡代金の支払義務を負っている。
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	3,700,036

上記債権譲渡代金については、その譲渡人が提出者の株主の1名ということもあり、期限の利益を得て分割弁済を計画している。

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)
Beida Microelectronics Investment Limited	投資	LIU YONGJIN	Vistra Corporate Service Center, Wickhams Cay II, Road Town, VG1110, British Virgin Islands	2	597,660

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地